

徳島県安否確認アプリ構築業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 事業名

徳島県安否確認アプリ構築業務

(2) 目的

徳島県（以下、「県」という。）は、南海トラフ地震で甚大な被害が想定される地域であることから、大規模災害発生時に地域を支える医療機関や社会福祉協議会、企業等（以下、「事業者」という。）において、職員や従業員の参集可否を判断する「安否確認手段」の確保が必須となる。

大規模災害発生時に地域を支える関係者間の安否状況の把握をデジタル化することで、地域の災害対応力を強化する必要があることから、本業務を通じてスマートフォン等で利用できる安否確認アプリの構築を行う。

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 委託費の上限額

金12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加し、企画提案書を提出する者（以下、「提案者」という。）は、本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置の対象となっていない者。

(3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(6) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(7) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

- (8) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (9) 過去5年間において、国又は地方公共団体において、本業務と同種又は類似のシステム（防災アプリ、安否確認システム、緊急連絡網システム等）を構築及び運用・保守した実績を有すること。

3 参加手続き等

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書

ア 提出書類（各1部提出）

- (ア) 参加申込書（様式第1号）
- (イ) 提案団体の概要（様式第2号）
- (ウ) 誓約書（様式第3号）
- (エ) 事業者（提案者）の概要
 - i 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ii 直近の決算又はこれに類するもの

イ 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書等

ア 提出書類（各7部（正本1部、副本6部）提出）

(ア) 企画提案書

企画提案書はA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とし、（様式第4号）を表紙として、下記のi及びiiの各項目内容を記載した別紙（様式任意）を添付し作成すること。

i 提案内容、実施計画及び実施体制

本要領の「6 企画提案の内容」及び仕様書の「1.6 調達範囲」に基づき、企画提案する内容、その実施計画及び実施体制等について具体的かつ詳細に記載すること。また、本業務の目的達成に資する追加提案があれば併せて記載すること。

ii 過去の業務実績等

過去5年間において、国又は地方公共団体において、本業務と同種又は類似のシステムを構築又は運用した実績やプロジェクトマネージャー及び業務従事者の経験、資格、能力等について記載すること。

(イ) 見積書

見積の基礎となる内容、及び数量等の積算内訳を記載すること。なお、詳細については、別紙「徳島県安否確認アプリ構築業務企画提案書等作成要領」を参照すること。

(ウ) 事業者の概要（既存のパンフレット等も可）

イ 提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県危機管理部防災対策推進課 防災企画担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電子メール bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

電 話 (088) 621-2297

ファクシミリ (088) 621-2987

4 応募に関する留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 企画提案は1参加者につき1件とする。
- イ 提出書類の期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 文章を補完するために必要な写真、イラスト、イメージ図、表等を使用できる。
- オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の知的財産権の取扱い等は、契約書（案）のとおりとする。

5 提出書類等に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和8年5月21日（木）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質疑書（様式第5号）により行うものとし、3の（4）に示す提出先まで電子メールにより提出するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

質問者に対して電子メールにより令和8年5月25日（月）までに回答するほか、徳島県ホームページに掲載する。

6 企画提案の内容

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成するものとする。

また、各項目の詳細については、仕様書を確認すること。

(1) 提案事項

次の事項について記載すること。

	提案項目	記載内容及び留意事項
1	実施方針	仕様書に記載している目的等を十分理解した上で、どのような方針で業務を実施するか、明示すること。
2	業務内容の具体化	仕様書に掲げる全ての要件が満たされていることを説明すること。また、成果物のイメージがわかるサンプルを提示すること。
3	実施スケジュール	業務の実施スケジュール（各種作業の詳細スケジュールを含む。）を説明すること。
4	実施体制	プロジェクトリーダー、業務従事者の業務経験や資格を明らかにすること。
5	実施実績	都道府県や市区町村における類似業務の実施実績を説明すること。
6	追加提案	仕様書に規定する要件以外に、本業務の目的を達成するために効果的と考えられる事項について、追加提案があれば記載すること。 【参考】本県が想定する業務の例示 広報資料（周知用 HP コンテンツ、周知用チラシ等）の作成

(2) 作成方法

企画提案書等の様式、企画、ページ数等の作成の詳細については、別紙「「徳島県安否確認アプリ構築業務」に係る企画提案審査基準」によるものとする。

(3) 企画提案書の著作権

ア 企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 県は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

7 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容を審査し、委託候補者を選定するため、徳島県安否確認アプリ構築業務に係るプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。なお、選定の際はプレゼンテーションを実施することとし、日程については対象者へ別途連絡を行う。

(2) 選考基準

別紙「「徳島県安否確認アプリ構築業務」に係る企画提案審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーション

企画提案に基づくプレゼンテーションは、次のとおり実施する。

ア 持ち時間は質疑応答を含め、1事業者につき30分以内とし、1事業者3名までの参加とする。

イ 企画提案の説明は、提出した企画提案書に基づき、15分以内とする。

ウ 説明の際に補足資料を用いる場合は、提案者が持参することとし、部数は7部とする。

エ 説明の順番は、提出順により決定することとし、プレゼンテーション当日は予定時間の15

分前に集合すること。

オ 電子ホワイトボードを用いて説明を行いたい場合やオンラインにて参加したい場合は、事前に連絡を行うこと。

(4) 委託候補者の選定

別紙「審査基準」のとおり

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は委託候補者の選定後、全ての参加者に、文書により通知するとともに、徳島県ホームページに掲載を行う。なお、審査経過については公表しない。

8 日程

令和8年5月14日(木) 募集開始

令和8年5月21日(木) 質疑書(様式第5号)の提出締切

令和8年5月27日(水) 参加申込書(様式第1号)、提案団体の概要(様式第2号)

誓約書(様式第3号)、事業者(提案者)の概要の提出締切

令和8年6月10日(水) 企画提案書(様式第4号)の提出締切

令和8年6月中旬から下旬予定 企画提案選定委員会、プレゼンテーション

令和8年6月中旬から下旬予定 選定結果通知

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに防災対策推進課へ連絡するとともに、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便(書留郵便又は配達証明)により提出すること。

10 費用負担

企画提案書等作成に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

11 契約の締結

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から委託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。

(2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。